

令和8年6月30日

## 山梨県富士河口湖町「宿泊税」の新設

山梨県富士河口湖町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される富士河口湖町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	山梨県富士河口湖町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	富士河口湖町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	観光客の体験価値の向上・維持、持続的な観光産業の構築、観光と地域社会の共存・町民生活の向上及び地域固有の価値の保全・継承に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約6.1億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約1,100万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和8年 3月 3日 富士河口湖町議会にて条例案可決
- ・ 令和8年 3月 30日 総務大臣協議
- ・ 令和8年 6月 30日 総務大臣同意
- ・ 令和9年 4月 1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。